

平成 25 年 4 月 20 日

西東京市 第 2 次基本計画各論案

中間のまとめ（案）

基本計画各論

目次

| | |
|----------------------------------|-----------|
| みんなで作るまちづくり | 1 |
| み1 みんなが輝き活躍するまちを実現するために | 3 |
| み2 一人ひとりが尊重される社会を構築するために..... | 9 |
| み3 市民が満足し持続発展するまちであるために | 17 |
| 創造性の育つまちづくり | 23 |
| 創1 創造性豊かな子どもたちが育つために | 25 |
| 創2 多様な学びと文化・スポーツが息づくために | 33 |
| 笑顔で暮らすまちづくり | 43 |
| 笑1 だれもが地域で安心して暮らすために | 45 |
| 笑2 いつまでも健康で元気に暮らすために | 57 |
| 環境にやさしいまちづくり | 65 |
| 環1 みどりの保全と創出を進めるために | 67 |
| 環2 持続可能な環境に配慮した社会を確立するために..... | 73 |
| 安全で快適に暮らすまちづくり | 83 |
| 安1 快適で魅力的な都市空間で暮らすために | 85 |
| 安2 安全なまちづくりと暮らしのために | 91 |
| 活力と魅力あるまちづくり | 99 |
| 活1 まちの産業が活力を発揮し活躍するために | 101 |
| 活2 地域性を活かして人が集う魅力的なまちになるために..... | 107 |

基本計画

《各論》

みんなで作るまちづくり

■ 市民との協働で進めること

| 分野 | 市民との協働で進めること |
|--------------------------------------|---|
| <p>み1： みんなが輝き活躍するまちを実現するために</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◇協働を担う組織や団体との連携や体制づくり ◇自治会・町内会などへの加入促進 ◇ボランティア・市民活動の担い手の発掘や育成 ◇ボランティアをしたい人としてほしい人とのマッチング ◇市民参加の実施と参加の促進 |
| <p>み2： 一人ひとりが尊重される社会を構築するために</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◇多様化する人権問題への対応や啓発活動 ◇戦争体験の次世代への継承や平和の意義を考える啓発活動 ◇外国籍市民との相互理解と、支援の取組 ◇男女平等やワーク・ライフ・バランスを推進するための啓発活動 |
| <p>み3： 市民が満足し持続発展するまちであるために</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◇市民と市とのコミュニケーションの活性化 |

【分野】
み1

みんなが輝き活躍するまちを実現するために

■分野の全体構成

み1 みんなが輝き活躍するまちを実現するために

み1-1 市民主体のまちづくりの推進

- み1-1-1 地域コミュニティ強化の取組を進めます
- み1-1-2 ボランティア・市民活動を推進します

み1-2 協働のまちづくりの推進

- み1-2-1 まちづくりの先頭に立つ職員の育成に努めます
- み1-2-2 市民参加を機軸としたまちづくりを進めます
- み1-2-3 協働のしくみづくりを進めます

み1-1 市民主体のまちづくりの推進

施策の目標

地域の絆を大切にし、市民の活動の場や機会を充実させるとともに、市民が主体的にいきいきとまちで暮らすための環境を整えます。

現状と課題

東日本大震災の教訓から、地域の力でまちを守ることへの関心が高まるとともに、地域の絆や助けあい・支えあいの重要性が再認識され、地域のコミュニティ活動やボランティア・市民活動への関心が高まっています。また、少子高齢化・核家族化の進行に伴い、高齢者の見守りや子育て支援など、地域が抱える課題への対応には市民の協力が必要となっています。

本市では、コミュニティ活動、ボランティア・市民活動と連携した市民主体のまちづくりを推進するとともに、コミュニティ施設の改修や公共施設予約サービスの導入など、コミュニティ活動、ボランティア・市民活動がしやすい環境づくりに取り組んできました。

今後は、地域コミュニティ活動やボランティア・市民活動を促進するための環境づくりや施設機能の充実などの支援を進めるとともに、地域を担う組織や団体との連携・協力体制づくりを進め、地域コミュニティの担い手の発掘や育成、世代間交流の促進などにより、安全で安心なまちづくりを推進していく必要があります。また、自治会・町内会などの活動実態を把握し、市民への情報提供や自治会・町内会への加入促進などを図り、ネットワーク化に向けた検討を行うなど、地域コミュニティの活性化・再構築に向けた取組が必要です。

●市のデータ（図・表）、
写真
※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆地域コミュニティ活動、**ボランティア**・市民活動への支援
- ◆地域コミュニティの担い手の発掘や育成、世代間交流の促進
- ◆コミュニティ施設の充実

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

み 1-1-1 地域コミュニティ強化の取組を進めます

自治会・町内会などの地域組織に参加する人が少なくなり、地域コミュニティの希薄化がみられます。その一方で、東日本大震災により、地域の絆、地域の助けあい・支えあいの重要性が再認識されました。

地域のコミュニティ活動の充実¹は、防火防災・防犯の面や、地域での高齢者・子どもの見守りの面など、さまざまな面²から必要性や重要性が指摘されています。

地域を担う組織や団体との連携・協力体制づくりを進めるとともに、市民への情報提供や意識啓発などにより、地域コミュニティへの加入促進を図ります。

また、地域コミュニティが活動しやすいような施設や環境の充実を図るとともに、担い手の発掘や育成に取り組めます。

み 1-1-2 ボランティア・市民活動を推進します

地域コミュニティを再構築させるためには、市民の主体的な活動を活性化することが重要であり、市民主体の活動を進める上でボランティアは大きな役割を担っています。

ボランティアをしたい人と、してほしい人のマッチングを進めるなど、西東京ボランティア・市民活動センターなどと連携して、ボランティア活動に関する情報提供や支援を行います。

また、地域の活動に次代を担う子どもたちの参加機会を設けるなど、ボランティア・市民活動の担い手を増やす取組を進めます。

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

み1-2 協働のまちづくりの推進

施策の目標

まちづくりに参画する市民や団体と行政が、お互いに理解を深め、それぞれの長所を活かしながら力を出しあい、協働でまちづくりを進めることをめざします。

現状と課題

わたしたちの地域社会は、価値観の多様化や少子高齢化などにより大きく変化しており、多様な市民の意向を市政に活かしていくことが求められています。

本市では、市民参加条例を制定し、市の政策形成過程における市民参加のしくみの充実と強化を図り、市民ニーズにあった企画・立案を行ってきました。また、「市民活動団体との協働の基本方針」を策定するとともに、市民協働推進センターゆめこらぼの設置など、協働のまちづくりに向けた基盤整備を進めてきました。市民参加と協働のまちづくりを推進するためには、市民の市政への関心を高めるとともに、ボランティア・市民活動団体、NPOなどとの連携強化が重要です。

今後は、こうした取組を基本に、市民活動団体やNPOなどの自立や経営基盤強化といった視点から、協働・連携を検証するとともに、ボランティア・市民活動団体、NPOなどが環境の変化に対応して自立した活動をするために、行政がその支援・育成に取り組むことが必要です。

また、市内の大学や企業との連携をよりいっそう進めることによって、より魅力的な公共サービスを提供していくことが必要です。

●市のデータ（図・表）、
写真
※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆ボランティア、市民活動団体、NPOなどの自立に向けた育成、支援
- ◆ボランティア、市民活動団体、NPO、企業、大学との連携によるまちづくり

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

み 1-2-1 まちづくりの先頭に立つ職員の育成に努めます

これからのまちづくりは、行政だけで進めるのではなく、市民の力が反映できる環境を整えつつ、市民の市政への参加を促進させ、お互いに協力する中で課題を発見し、解決に向けた取組を検討するなど、協働による取組が重要となります。

このため、市民と同じ視点に立ち、新たな関係性を踏まえた上で課題認識を共有し、リーダーシップを発揮して目標に向けた取組ができる職員の意識の育成やコーディネート能力の向上のための研修などに取り組みます。

●市のデータ（図・表）、写真

※必要に応じて掲載

み 1-2-2 市民参加を機軸としたまちづくりを進めます

少子高齢化、核家族化、国際化の進展など、わたしたちの地域社会を取り巻く環境は大きく変化してきており、市民の価値観も多様化しています。多様な市民ニーズに的確に対応していくために、さまざまな立場の市民の意見を幅広く聞きながら、政策形成に活かすことが必要です。

西東京市市民参加条例に基づき、政策形成過程において市民意見を的確に取り入れるために、審議会などの市民公募枠の確保やパブリックコメント、市民説明会、市民ワークショップなどの実施のほか、新たな市民参加の手法についても検討を進めます。

み 1-2-3 協働のしくみづくりを進めます

協働を円滑に進めるためには情報提供や支援などのしくみが必要です。

市民との協働によるまちづくりを進めるために、**ボランティア・市民活動センター**と市民協働推進センターゆめこらぼを拠点として、ボランティア・市民活動団体、NPOなどの自立に向けた育成や支援を行い、新たな活動の担い手の育成や市民と市の協働のいっそうの活性化を図ります。

また、人材育成や生涯学習の面で大学などとの相互協力を行うなど、ボランティア・市民活動団体、NPO、企業、大学が連携したまちづくりに取り組みます。

さらに、市民活動団体と行政との相互理解を深めるため、協働の基本方針・マニュアルの職員への周知・徹底を図り、協働の必要性や具体的な進め方などについて職員研修を充実します。

【分野】
み2

一人ひとりが尊重される社会を構築するために

■分野の全体構成

み2 一人ひとりが尊重される社会を構築するために

み2-1 人権と平和の尊重

- み2-1-1 人権尊重意識の醸成を進めます
- み2-1-2 平和意識の醸成を進めます

み2-2 国際化の推進

- み2-2-1 多文化共生社会の形成を進めます
- み2-2-2 外国籍市民へのサービスの向上を支援します

み2-3 男女平等参画社会の推進

- み2-3-1 男女平等推進センター機能の充実を図り、男女平等参画への取組を進めます

み2-1 人権と平和の尊重

施策の目標

人権が尊重され、平和を尊ぶ社会をめざします。

現状と課題

さまざまな場所で起きているいじめや体罰の問題、子ども・高齢者などへの虐待、世界で多発する紛争や、武力を背景とした平和に対する脅威など、人権・平和を取り巻く状況は非常に多様化・複雑化しています。

本市では、子ども、高齢者、女性、外国人など、すべての人の人権が守られ、住みやすい地域社会であるために、人権に関する普及啓発事業などを行ってきました。

また、「西東京市平和の日」を定め、非核・平和都市を宣言し、平和に関する普及啓発活動事業などを行ってきました。

子どものころから人権を理解し、すべての人が人権尊重意識を高め、地域全体で問題の解決を図っていくことが課題となっています。

また、平和事業については、終戦から時が経つにつれて戦争の体験者が高齢化し、青少年への体験談の継承などが課題となっています。

●市のデータ（図・表）、
写真
※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

◆人権意識と平和意識の醸成のための教育、普及活動

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

み 2-1-1 人権尊重意識の醸成を進めます

さまざまな場所で起きている、いじめや体罰、虐待、暴力などは、人権に対する重大な問題です。

すべての人々の人権が尊重されるよう、学校をはじめとしてさまざまな場で、発達段階や実情に応じた人権啓発活動を進めます。

また、関係機関などと連携しながら、多様化する人権問題への対応や啓発活動の充実、特に多くなっている家庭内暴力（DV）やいじめ、虐待などから救い出す体制の強化を図ります。

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

み 2-1-2 平和意識の醸成を進めます

わたしたちの平和の望みにもかかわらず、世界各地で国際紛争が多発しており、日本人が巻き込まれて犠牲になる事件も報道されています。

核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現をめざした「非核・平和都市宣言」に基づき、「西東京市平和の日」などを活用して、戦争体験者が少なくな中、戦争体験を風化させないように次世代に継承する取組や、平和の意義を考えていく啓発活動を進めます。

み2-2 国際化の推進

施策の目標

異なる文化の人々との交流を通して、さまざまな生活、習慣、文化などに対する理解を深めるとともに、外国籍市民も暮らしやすいまちをめざします。

現状と課題

経済のグローバル化が進展し、国内の国際化はますます進んでいます。また、新たな在留管理制度が導入されたことにより、外国籍市民も日本人と同じく地域を形成する構成員と考えられるようになりました。

本市でも、外国籍住民数は増加傾向にあり、今後も学校教育における国際理解や地域交流の促進、市民活動団体等との協働による支援事業の展開などが望まれています。

外国籍市民が、地域での生活に不便を感じないよう住民サービスやサポート体制の充実に努め、日本人と外国人がお互いに住みやすく、多様な文化や伝統、考え方にふれることができる魅力的なまちを築くことをめざします。

●市のデータ（図・表）、
写真
※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆多文化共生センターを中心としたサポート体制の整備
- ◆専門性の高い人材育成
- ◆外国籍住民への情報提供

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

み2-2-1 多文化共生社会の形成を進めます

国際結婚の増加や経済の国際化などにより、外国籍住民の長期滞在化・定住化がみられます。それに伴い、外国籍住民が抱える課題も複雑化・多様化しています。

今後はいっそうの細やかなサポート体制が必要とされるとともに、地域に暮らす住民として日本人と外国人がお互いに理解しあい、活躍できる場の構築が望まれています。そのためにも地域の活動団体等との連携などによる、市民との協働の体制が欠かせません。

また、多様な考え方や文化にふれることができる魅力的なまちをめざし、日本や世界の文化にふれる機会を充実させ、学校教育においてもコミュニケーションや国際理解のための教育などを進めることにより、さまざまな国籍・言語・背景・文化・年齢の方が交流し、支えあうことができるよう進めます。

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

み2-2-2 外国籍市民へのサービスの向上を支援します

外国籍市民が住民基本台帳に記録されるようになり、外国籍市民に対する行政サービスの向上がますます求められます。

通訳派遣制度、外国語による便利帳、ホームページ、各種パンフレット、案内表示などにより、より正確で広汎な人に利用可能な情報提供（情報発信）の体制づくりを進めます。

また、多文化共生センターを中心として、専門性の高い人材の育成や相談事業の充実、ボランティアネットワークの構築などのサポート体制の整備を進めます。

み2-3 男女平等参画社会の推進

施策の目標

男女が対等なパートナーとして協力しあい、一人ひとりが自分らしく自立し、個性と能力が発揮できる社会をめざします。

現状と課題

男女平等参画社会の考え方は、男女が一個人として社会のあらゆる分野に参画する社会の実現をめざしたものであり、基本的人権の尊重にかかわる重要な課題です。

国では平成22年に「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、また東京都では平成24年に「男女平等参画のための東京都行動計画2012」と「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、男女平等参画社会の推進に努めています。

本市では、男女平等参画社会の実現をめざし、男女平等推進センターパリテを中心として、情報誌の発行やフォーラムの開催などの啓発活動、女性の人権擁護のための相談支援を進めてきました。また、配偶者などによる暴力などの女性を取り巻く問題を含めた多様化する女性相談等への対応を図るとともに、情報提供の充実や交流機会の促進、市民活動などへの支援を進めてきました。

今後は、就業形態や価値観の多様化、核家族化などに対応したきめ細かな事業の充実が必要です。また、仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活（ワーク・ライフ・バランス）の実現を推進し、男女平等推進センターパリテの相談業務の充実を図るとともに、市民、市民活動団体、NPO、企業などとの交流やネットワークづくりの取組が必要です。

●市のデータ（図・表）、
写真
※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆男女平等推進センターパリテを中心とした活動
- ◆女性相談等体制の充実

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

み2-3-1 男女平等推進センター機能の充実を図り、男女平等参画への取組を進めます

性別にかかわらず、一人ひとりが個性を発揮し、職場・家庭・地域社会などのあらゆる場にだれもが対等な立場で参画する男女平等参画社会の実現は継続して進めるべき課題です。

男女平等参画推進計画に基づき、あらゆる場での男女平等が促進されるよう、男女平等推進センターパリテを中心として、市民、**市民活動**団体、**NPO**、**企業**などとも連携しながら、講座の開催や交流機会の拡大、男女平等についての情報の提供を進めます。

また、市政においても性別に対する固定的な役割分担意識や過去の経緯にとらわれることなく、女性の職域拡大・管理的立場への参画などを進めるとともに、行政委員会、附属機関委員などへの参画も促進します。

さらに、女性をめぐる健康上の不安や暴力などの多様な問題に対応するための相談体制の強化を図るとともに、女性も男性も個人として尊重しあえる意識を醸成し、仕事・家庭・地域生活の調和がとれたワーク・ライフ・バランスを推進するための啓発活動を進めます。

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

【分野】
み3

市民が満足し持続発展するまちであるために

■分野の全体構成

み3
市民が満足し持続発展するまちであるために

み3-1 開かれた市政の推進

- み 3-1-1 広報広聴の充実に努めます
- み 3-1-2 積極的な情報公開を進めます
- み 3-1-3 行政手続きなどの電子化を進めます

み3-2 健全な自治体の経営

- み 3-2-1 行財政改革の推進による健全な自治体経営を進めます
- み 3-2-2 地方分権時代に対応した政策立案機能の向上と職員の育成を進めます
- み 3-2-3 広域行政の推進を図ります

み3-1 開かれた市政の推進

施策の目標

市民と市との双方向の情報交流を促進するとともに、市民が情報を得やすいしくみを整え、市政への市民参加を推進するための積極的な情報公開をめざします。

現状と課題

情報通信技術（ICT）の進展により、市民と市のコミュニケーション手段は多様化しています。

本市では、市報やホームページ、コミュニティラジオなどの情報媒体を活用し、すべての市民が情報を得ることができるよう、市政の情報提供の充実に取り組んでいます。

情報公開に関しては、公文書の公開や行政資料の提供を行うとともに、平成23年の「公文書等の管理に関する法律」の施行により、自治体においてもこの趣旨に則った適正な公文書の管理が求められています。

今後は、市報の政策広報としての役割の強化、だれにも利用しやすいホームページとして新しいユニバーサルデザインの適用、公文書リストの電子化・ホームページへの公開などを行う必要があります。

また、行政手続きなどの電子化を継続して推進するとともに、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用に向けた検討などにより、市民とのコミュニケーションのいっそうの充実が課題となっています。

●市のデータ（図・表）、
写真
※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆「広報西東京」の充実
- ◆ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用に向けた検討
- ◆市ホームページの利用しやすさの向上
- ◆公文書管理の充実・強化と情報公開の体制整備
- ◆行政手続きなどの電子化継続

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

み 3-1-1 広報広聴の充実に努めます

市民と市とのコミュニケーションを円滑にするために、広報広聴は重要です。

市民が市の情報を得る手段として、広報西東京、ホームページ、コミュニティラジオ、CATVなどによる情報発信に加え、情報通信技術（ICT）の進展によるツイッターやソーシャルネットワークサービス（SNS）など、新たな情報媒体の活用に向けた検討を行うなど、市民とのコミュニケーションのいっそうの充実を図ります。

また、市のホームページについては、どのような人にとっても利用しやすいものになるように、改善を進めます。

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

み 3-1-2 積極的な情報公開を進めます

市政の透明性を担保する上で情報公開制度は重要です。

公文書の開示や行政資料の提供を行うなどの積極的な情報公開を進めるとともに、情報公開請求などにも迅速に対応するため、公文書の保存及び管理のしくみを整備します。

また、公文書は地域・歴史資料としての役割もあることから、市民が利用しやすいしくみづくりに努めます。

情報公開の電子化については、いっそうの市民周知を図り、インターネットによる情報提供を充実させます。

み 3-1-3 行政手続きなどの電子化を進めます

ICTの活用による行政の電子化は、市民に対する行政サービスの質の向上と事務の効率化に大きく寄与します。

地域情報化基本計画に基づき、市政のあらゆる分野において電子化を進めるとともに、市民の利便性を向上させるために、行政手続きの電子化などを継続して進めます。

また、個人情報などを大量に保有する市の情報資産の管理を厳重に行うとともに、その情報を扱う職員に対する情報セキュリティ教育を徹底して実施します。

み3-2 健全な自治体の経営

施策の目標

コスト意識・マネジメント意識をもった行政運営を行うとともに、市民との連携による運営及び市民に便利でわかりやすいサービスの提供をめざします。

現状と課題

厳しい財政状況を踏まえ、持続可能で自立的な行財政運営の確立に向けた行財政改革の推進が必要です。

本市では、平成22年に「地域経営戦略プラン2010」を策定し、行財政改革の推進を図ってきています。

限られた行政資源（予算・人員）の中で、社会動向や環境の変化に柔軟に対応するためには、施策に優先順位をつけて優先度の高い施策に行政資源を集中する「選択と集中」による施策の重点化が必要です。

また、効率的な公共施設の運営のため、「公共施設適正配置基本計画」や「公共施設の適正配置に関する基本方針」を定め、今後の公共施設の適正配置の取組の推進を図ることとしています。

今後は、社会や都市構造の変化に対して柔軟に対応し、安定的な行政サービスを維持するため、引き続き健全な自治体経営を行うとともに、職員の能力向上のための研修の充実や利便性の高い行政サービスの提供、公共施設の適正配置と庁舎の統合に向けた検討を進める必要があります。

●市のデータ（図・表）、
写真
※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆行財政改革大綱の策定・推進
- ◆公共施設の適正配置・有効活用
- ◆行政評価制度の継続実施
- ◆職員の育成

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

み 3-2-1 行財政改革の推進による健全な自治体経営を進めます

市政運営を着実に進めるには、たゆまず財政改革を推進することが必要です。

社会経済情勢を的確にとらえ、さまざまな事業の推進を図るためには、財政的な裏づけの確保が重要となります。そのために市の現状と将来を見据えた自治体経営の適正化、歳出抑制と歳入確保の両面にわたる効率化、効果的なサービス提供のしくみづくりを積極的に進めるとともに、1庁舎体制の検討を含めた公共施設の適正配置・有効活用、民間活力の活用推進や施設のファシリティマネジメントに基づく公共施設の運営など、行財政改革大綱を策定し、総合的・長期的な視点に立った経営を推進します。

また、事業や施策の実施状況を定期的に検証するための行政評価を継続して実施します。

み 3-2-2 地方分権時代に対応した政策立案機能の向上と職員の育成を進めます

地方分権の進展により地方に事務権限の委譲が進められ、市町村の自主性や自立性が高められ、自らの判断のもとに、地域の実情に沿った行政を行うことができるようになります。

地方分権の実現に向けて、地域の実態や市民ニーズを的確に把握するとともに、事務権限の委譲に伴う条例・規則の制定や基準の設定などについての適切な対応を図ります。

また、各分野における政策立案や政策法務機能を高めるための職員研修の充実や人材育成に努めます。

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

み 3-2-3 広域行政の推進を図ります

幹線道路、河川、ごみ処理、鉄道連続立体交差事業など、広域的に対応すべき課題については、国、東京都、関連自治体との連携が必要です。

広域的に取り組むことで、より高い効果が得られるような政策・施策については、**多摩六都科学館などの**一部事務組合や多摩北部都市広域行政圏協議会による事業を進めます。

基本計画

《各論》

創造性の育つまちづくり

■ 市民との協働で進めること

| 分 野 | 市民との協働で進めること |
|-------------------------------------|---|
| <p>創1： 創造性豊かな子どもたちが育つために</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◇子どもの権利侵害の発生を未然に防止する取組 ◇子どもや若者の地域交流への参画意欲の促進 ◇子育て家庭と子育て支援団体との連携 ◇特色ある学校づくり ◇児童の登下校時の見守り活動 ◇開かれた学校づくり |
| <p>創2： 多様な学びと文化・スポーツが息づくために</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◇生涯学習の場づくり◇スポーツ指導の推進 ◇文化芸術活動の担い手やしぐみづくり ◇文化財にふれる機会や文化財を活用した学習機会づくり |

【分野】
創 1

創造性豊かな子どもたちが育つために

■分野の全体構成

創 1
創造性豊かな子どもたちが育つために

創 1-1 子どもの参画の推進

- 創 1-1-1 子どもが健やかに育つ環境づくりに取り組みます
- 創 1-1-2 家庭と学校・地域の連携による子どもの育ちを支援します
- 創 1-1-3 若者の自立や社会参加を支援します

創 1-2 子育て支援の拡充

- 創 1-2-1 多様な子育て支援サービスの充実に努めます
- 創 1-2-2 子育て支援団体などへの支援及びネットワーク化を図ります

創 1-3 学校教育の充実

- 創 1-3-1 学校教育環境の向上を図ります
- 創 1-3-2 教育相談機能の充実を進めます
- 創 1-3-3 学校・家庭・地域の連携を支援します

創1-1 子どもの参画の推進

施策の目標

さまざまな場面において子どもの**人権**が尊重され、子どもたちが主体的に参画して育つことのできる環境を整えていきます。

現状と課題

少子高齢化により子どもの数が減少するとともに、核家族化の進行、共働き世帯の増加など社会環境が変化しています。また、いじめや体罰、児童虐待、ひきこもりや不登校などは、依然として社会問題であり、**そうした経験が、その後の成長に影響を与え、**社会にうまく適応できず、**若年無業者**が増加している原因のひとつにもなっています。

本市では、子ども家庭支援センターや学校、児童館、学童クラブ、公民館などが子育て支援、子どもの居場所づくり、子どもたちが活動する場の形成を進めてきました。

今後は、地域とのふれあいを深め、子どもたちが地域の一員として参加していくことが課題です。また、これから社会で活躍していく若者世代への**支援**が課題となっています。

●市のデータ（図・表）、
写真
※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆地域の連携による子育て支援、子どもの居場所づくり、活動の場の形成
- ◆子どもの育成を地域で見守るネットワーク
- ◆他世代との交流促進による地域参加
- ◆子どもの状況に応じた相談
- ◆若者支援体制が必要

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

創1-1-1 子どもが健やかに育つ環境づくりに取り組みます

いじめや体罰、児童虐待などが社会問題化しており、子どもを取り巻く環境は深刻です。

いじめや体罰、児童虐待などの子どもの人権侵害の防止に努めます。

また、これらの人権侵害が起きた場合でも、早期に発見できるよう、相談体制を充実させるとともに、学校、関係機関、地域などと連携を強め、深刻な事態の発生を未然に防止することに取り組めます。

●市のデータ（図・表）、写真

※必要に応じて掲載

創1-1-2 家庭と学校・地域の連携による子どもの育ちを支援します

核家族化共働き世帯の増加などにより、家族だけでは子どもたちの育ちを見守ることがむずかしくなっています。

子どもたちの居場所の確保や、**世代を越えた交流機会**の確保に引き続き取り組みます。

さらに、**学校・家庭・地域**が連携することで子どもの参画意欲を促し、自ら考え、**行動できるように、成長していく環境を整えていきます。**

創1-1-3 若者の自立や社会参加を支援します

社会にうまく適応できない若者が多くみられ、ひきこもりや不登校、若年無業者の増加などが社会問題となっています。

義務教育が終了してから子育て世代になるまでの間も、それぞれの悩みや問題に応じて相談できる体制を検討します。

また、若者が地域の活動に参加したり活躍できるように支援体制を構築します。

創1-2 子育て支援の拡充

施策の目標

子どもを安心して産み、健やかに育てられる環境づくりを進めます。

現状と課題

核家族化の進行や働く女性が増加する中で、保育サービスの需要はますます高まっています。

本市では、これまで子ども家庭支援センターの設置、病児・病後児保育の実施など、子育てをしやすい環境づくりに積極的に取り組んできました。同時に保育施設の整備を進めてきましたが、平成23年における待機児童数は200人弱と保育所不足は解消されておらず、市民意識調査(平成24年9月)においても、「出産・育児などの子育て支援環境の充実」の重要度が高くなっています。

今後は、平成27年度から子ども・子育て関連3法が施行され、子育て支援に関するしくみが変わり、ニーズの把握とサービスの充実が課題となっています。また、子育て家庭への支援には、NPOなどの子育て支援団体による活動も有効であり、連携及び周知していくことが課題です。

●市のデータ(図・表)、
写真
※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆将来人口を見越した保育サービスの確保
- ◆子育て家庭のニーズに対応したサービスの提供
- ◆地域や子育て支援団体と連携した子育て支援

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

創1-2-1 多様な子育て支援サービスの充実に努めます

核家族化の進行や働く女性の増加などにより保育需要は高まっており、西東京市においても、保育所の整備にもかかわらず待機児童数は横ばいとなっています。

将来人口も勘案し、民間事業者や家庭的保育などを行う方と協力し、待機児童対策に取り組みます。

また、多様化する子育て家庭のニーズを的確にとらえ、保育サービスや相談事業などを実施し、子育てしやすい環境づくりに取り組めます。

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

創1-2-2 子育て支援団体などへの支援及びネットワーク化を図ります

子育て家庭と地域とのつながりが薄くなっています。特に、産後間もない母親の精神的負担を少なくすることは、子どもの成長にとっても大切なことであり、子育て家庭の孤立化などを防ぐためには、NPOなどの子育て支援団体などによる活動も有効です。

子育て支援団体との連携を進めるとともに、団体同士、団体と地域との連携を促進し、ネットワーク化を進めていきます。

また、子育て支援団体の活動を広く知らせるための子育て情報の提供やホームページなどによる効果的な情報発信を進め、子育て家庭と子育て支援団体をつなぐことを支援します。

創1-3 学校教育の充実

施策の目標

一人ひとりが輝き、生きる力を育む活力ある学校づくりをめざします。

現状と課題

学校教育は、国際化の進行やITの普及など社会環境の変化に伴い、教育内容は変化しています。学習における対応が進む一方、いじめは依然として社会問題であり、対応が求められています。

本市では、子どもたちがいきいきと充実して学ぶために、特色ある学校づくりの推進や教育相談などを実施するとともに、情報基盤の整備や空調の設置などの環境整備にも力を入れてきました。さらに、地域に対しては、学校施設開放運営協議会の協力の下、学校施設を開放してきました。

市内小中学校の半数は、昭和30年から40年に建てられており、校舎などの更新時期を迎えます。同時に、地域によって児童・生徒数に偏りがある状態への対応も課題となっています。また、市内で不審者情報が発せられる中、学校を一般に開放することは、不特定多数の人たちが学校に入ることになり、児童・生徒の安全確保との調和をとることが新たな問題としてクローズアップされてきています。

●市のデータ（図・表）、
写真
※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆適正配置を踏まえた施設などの検討
- ◆子どもの成長と心のケアのための相談機能の充実
- ◆地域とともに子どもを見守るしくみ
- ◆開かれた学校づくりの推進

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

創1-3-1 学校教育環境の向上を図ります

社会環境の変化に伴い、教育内容も変化しており、英語の授業やインターネットを使った学習などが実施されています。

特色ある学校づくりや社会環境の変化に対応したカリキュラムの充実を進めるため、公開授業や研究指定校制度の積極的な活用により教育力を向上させ、児童・生徒にとってより良い学習環境となるよう改善に努めます。

市内小中学校の更新時期を迎えるにあたり、適正規模・適正配置を踏まえて対応します。

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

創1-3-2 特別支援教育の充実に努めます

※特別支援教育の視点を追加します。

創1-3-4 学校・家庭・地域の連携を支援します

学校・地域・家庭の連携を深めることは、教育力の向上や子どもの安全対策につながります。

学校・家庭・地域が連携した登下校時の見守り活動や、児童・生徒の地域活動、交通事故防止のための安全対策などを支援します。

また、家庭や地域の人々に学校に対する理解を深めていただくため、児童・生徒の安全面に配慮しつつ、開かれた学校づくりを進めます。

創1-3-3 教育相談機能の充実に努めます

子どものいじめや不登校などが社会問題化する中、児童・生徒についての相談内容も、子どもの性格や行動、精神や身体の悩み、いじめや不登校などの学校生活上の問題、保護者の子育てや親子関係の悩みなど、非常に多様化しています。

さまざまな相談に対応するため、引き続き教育相談員やスクールカウンセラーなどによる教育相談を実施します。

また、いじめや児童虐待などを発見した際には、関係機関などと協力し深刻な事態の発生を未然に防止することに取り組みます。

創1-3-5 家庭の教育力の向上に努めます

※家庭教育の視点を追加します。

【分野】
創2

多様な学びと文化・スポーツが息づくために

■分野の全体構成

創2
多様な学びと文化・スポーツが息づくために

創2-1 生涯学習環境の充実

創2-1-1 生涯学習活動を促進するしくみづくりやネットワークの形成を進めます

創2-2 学習活動の推進

創2-2-1 幅広い市民層を対象とした学習機会を提供します
創2-2-2 市民ニーズに対応した図書館環境の充実を進めます

創2-3 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

創2-3-1 スポーツ環境の整備・充実とスポーツ・レクリエーション活動の支援・活性化を図ります

創2-4 文化芸術活動の振興

創2-4-1 文化芸術活動の充実を図ります
創2-4-2 文化財の保護・活用を進めます

創2-1 生涯学習環境の充実

施策の目標

市民一人ひとりが生涯にわたって、いつでも、どこでも、だれでも自由に学ぶことができるまちづくりを進めます。

現状と課題

幼児期から高齢期に至るまで、だれもがいきいきと生活していけるよう、主体的に学び続けていける生涯学習の機会の充実が求められています。

本市では、公民館や図書館、文化施設やスポーツ施設、学校施設などを整備活用し、市民へ生涯学習の場を提供してきました。また、公民館での教育・文化事業やスポーツイベントの実施、市民文化祭の開催などさまざまな事業を展開してきました。

しかし、学習情報提供に対する市民ニーズは高く、今後より一層きめ細かな情報提供サービスが課題となってきています。

●市のデータ（図・表）、
写真
※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆生涯学習に関する情報発信の充実
- ◆地域内ネットワークによる生涯学習の推進
- ◆市民の自主運営による生涯学習などの支援

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

創 2-1-1 生涯学習活動を促進するしくみ
づくりやネットワークの形成を進めます

趣味や生活に活かされる学びは、だれでも生涯にわたって、いきいきと生活するために必要なものです。さらに、趣味を通じての仲間づくりや、学んだことを活かして地域で活躍することは、学ぶ意欲を向上させ、より充実した日々をおくる糧にもなります。

自然環境・歴史・文化・芸術・人材などの地域にある資源を活用しつつ、公民館や学校、市内の大学などとも連携し、市民の学習ニーズに応えるための生涯学習の場の提供や、事業の実施に引き続き取り組みます。

実施団体、実施内容などの生涯学習に関する情報を発信するとともに、人材を紹介し、また、市民同士・団体同士の交流の場をつくることで、市民の自主的な生涯学習活動を支援します。

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

創2-2 学習活動の推進

施策の目標

市民の自主的学習活動を支援する場や多様な学習機会の充実をめざします。

現状と課題

公民館や図書館は、幅広い市民を対象とした学習機会の提供の場として大切な場所です。

本市では、公民館を市民の学習活動の拠点と位置づけ、主催事業や公民館市民企画事業を行うとともに、サークル間や市民同士の交流ができる機会を提供してきました。

図書館では、資料の貸出のほか、対面朗読や市報などのデジ資料の作成・提供を行うハンディキャップサービス、0歳児を対象とした読書動機つけのブックスタート、大人向けの朗読会や子ども向けお話会などを開催してきました。また、インターネットを利用した蔵書検索や予約サービスやメール通知を実施し、勤労者世代の利用拡大を図りました。

今後、公民館では、今まで利用していなかった市民のニーズも把握し、学習機会を提供していくことが課題です。図書館では、今後も市民ニーズに応じたサービスが求められ、増加する書籍への対応や、より利用しやすい環境づくりなどは、これからの課題です。

●市のデータ（図・表）、
写真

※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆公民館・図書館のサービスのさらなる充実
- ◆公民館・図書館の地域交流の機会の充実

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

創2-2-1 幅広い市民層を対象とした学習機会を提供します

公民館は、学びを提供する場であるだけでなく、自主的な学習活動を支援するための情報発信及び情報交換の場として大切な場所です。

より多くの市民が利用しやすくなるよう、ニーズにあった学習機会の提供や、環境づくりに努めます。

また、学習や活動を通じて、サークル間や市民同士の交流が進むよう、機会の提供に引き続き取り組みます。

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

創2-2-2 市民ニーズに対応した図書館環境の充実を進めます

図書館は、読書を通じて気楽に学べる場であるとともに、調査研究の場としても大切な場所です。

子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民がそれぞれのニーズに合わせて利用できるよう、また、図書館利用が困難な方に対しても利用しやすい環境づくりを進め、サービスの質及び利用環境の向上を図ります。

西東京市の図書館以外でも多くの資料を所有しています。市における資料の保存を進めるとともに、これらの機関と連携を図り、資料の提供やデジタル化、レファレンスサービスの充実に努めます。

創2-3 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

施策の目標

市民がそれぞれの体力や技術などに応じて、生涯を通してスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりをめざします。

現状と課題

健康維持に対する関心の高まりから、スポーツへの関心も高まっており、ジョギングやウォーキングなど手軽にできるスポーツをする人も多くいます。市民意識調査(平成24年9月)においても、スポーツ・レクリエーション活動が、今後もっとも参加したい地域活動のひとつとなっています。

本市では、スポーツセンターなどの施設運営や、「にしはらスポーツクラブ」及び「ココスポ東伏見」の2つの総合型地域スポーツクラブの設立を通じて、スポーツを行う機会を提供してきました。また、平成25年度には国民体育大会の開催地域となったことにより、スポーツに対する関心が一段と高まりました。

今後はニーズにあったスポーツの機会を提供するための環境整備が課題です。

●市のデータ(図・表)、
写真

※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆生涯スポーツ(する・みる・ささえるスポーツ)の環境づくり
- ◆スポーツ指導者の確保、スポーツ推進委員の活用と育成

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

創 2-3-1 スポーツ環境の整備・充実と スポーツ・レクリエーション活動の支援・活性化を図ります

健康維持に対する関心の高まりから、スポーツ・レクリエーション活動を行うための環境や機会の充実が求められています。

市民のニーズにあった、だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ（する・みる・ささえるスポーツ）の環境づくりを進め、スポーツにふれる機会を確保するとともに、スポーツ指導者の確保やスポーツ推進委員の活用・育成に努めます。

また、市民がそれぞれの体力や技術などに応じて、スポーツやレクリエーション活動ができるよう、より親しみやすいコンテンツの提供に努めます。

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

創2-4 文化芸術活動の振興

施策の目標

市民の文化芸術活動を活発にするとともに、郷土の歴史である文化財を保護し、地域の文化を大切にすまちをめざします。

現状と課題

文化芸術活動は、創造性を育み、心を豊かにするだけでなく、生きがいを生み出し、新たな交流や人々の絆をつくります。また、文化財は、将来にわたって保護していくべき貴重な財産です。

本市では、市民の文化交流への支援や保谷こもれびホールなどを拠点とした文化芸術の振興を進めてきました。また、貴重な縄文時代の遺跡である下野谷（したのや）遺跡などの文化財保護や、民具、農具などの郷土資料、お囃子などの伝統芸能の保存に取り組んできました。さらに、平成21年9月29日に施行された文化芸術振興条例の基本理念に基づき、平成24年3月に文化芸術振興計画を策定し、めざすべき姿を「市民一人一人が文化芸術を享受・創造・発信できる文化の香りあふれるまち」としました。また、文化芸術活動の推進及び振興を図るため、文化芸術振興基金を設置しました。

今後は、より多くの市民が文化芸術や文化財に親しめる環境を整えることが課題です。

●市のデータ（図・表）、
写真
※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆市民が文化芸術活動に参加するきっかけづくり
- ◆保谷こもれびホールなどを拠点とした文化芸術の振興
- ◆市民が主体的に行う文化芸術活動の支援
- ◆伝統文化などの継承
- ◆文化芸術を担う人づくり
- ◆市民が文化財にふれる機会の創出

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

創2-4-1 文化芸術活動の充実を図ります

多くの市民が文化芸術活動に関心をもち、実際の活動につながるよう、保谷こもれびホールを拠点として、鑑賞の場や体験の機会を提供し、市民が文化芸術活動に参加するきっかけづくりにするとともに、市民が主体的に参加・活動できる環境づくりに取り組みます。

市民が主体的に行う文化芸術活動を支えるため、活動の担い手の育成や、青少年などの活動を支える人材の育成としくみづくりを進めます。

市内で行われているさまざまな活動団体や個人による文化芸術活動の連携や交流を促進するとともに、市内事業者や教育機関とのさまざまな交流・協働により、文化芸術活動の活性化や伝統文化などの継承を図ります。

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

創2-4-2 文化財の保護・活用を進めます

市内には国、都、市が指定した、寺院、神社、石仏、樹木、お囃子などの文化財があります。文化財は、地域の歴史や文化を知ることができる郷土の歴史を知るための貴重な財産です。

文化財を保護するとともに、文化財資料の収集、整備とその公開に継続的に取り組みます。

また、郷土資料への理解、文化財保護への意識を高めるため、学者やボランティア活動する人々と協力して、市民が文化財にふれあう機会の創出や文化財を活用した学習機会を提供していきます。

基本計画

《各論》

笑顔で暮らすまちづくり

■ 市民との協働で進めること

| 分野 | 市民との協働で進めること |
|----------------------------------|--|
| <p>笑1： だれもが地域で安心して暮らすために</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◇地域において助けあい支えあうことのできるしくみづくり ◇世代を超えた交流ができる場づくり ◇市民・NPO・団体などが連携した地域福祉を支える体制づくり ◇地域福祉の担い手となるボランティアや人材の確保、育成 ◇認知症の予防やケアのあり方などの普及啓発や早期発見・早期対応の取組 ◇介護者同士の交流・情報提供や研修会などの取組 ◇障害者のニーズやライフステージに応じたサービスの提供や相談支援体制の整備 ◇障害者とその家族への理解向上のための取組 ◇市が運営する国民健康保険などの各種保険制度の理解を促進する啓発活動 ◇市民の暮らしを守るための各種相談機能の充実 |
| <p>笑2： いつまでも健康で元気に暮らすために</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◇地域における健康づくり ◇高齢者の教養・文化・スポーツ・レクリエーション活動への参加、学習や発表の機会の充実 ◇高齢者がボランティア・NPO活動に積極的に参加できるしくみづくりや体制の充実 ◇障害者が市民に理解され、地域で活動できるしくみづくり ◇障害者の就労移行支援や就労継続支援 |

【分野】
笑1

だれもが地域で安心して暮らすために

■分野の全体構成

笑1
だれもが地域で安心して暮らすために

笑 1-1 地域福祉の推進

- 笑 1-1-1 地域福祉の関係機関や団体・地域との連携を強化します
- 笑 1-1-2 地域の特性を活かしたコミュニケーションの場の創出に努めます
- 笑 1-1-3 地域福祉を支える人材育成を進めます

笑 1-2 高齢者福祉の充実

- 笑 1-2-1 地域で高齢者を支える互助のしくみづくりを推進します
- 笑 1-2-2 介護サービスの充実と介護予防を図ります
- 笑 1-2-3 認知症高齢者とその家族への支援の充実を図ります

笑 1-3 障害者福祉の充実

- 笑 1-3-1 地域で自立して暮らせるしくみづくりを進めます
- 笑 1-3-2 障害者への一体的支援体制を整備します
- 笑 1-3-3 障害者に対する理解の促進を図ります

笑 1-4 社会保障制度の運営

- 笑 1-4-1 生活の安定と自立のための幅広い支援を行います
- 笑 1-4-2 国民健康保険制度の健全な運営を行います
- 笑 1-4-3 高齢者の医療保険制度の健全な運営を行います
- 笑 1-4-4 介護保険制度の健全な運営を行います

笑 1-5 暮らしの相談機能の充実

- 笑 1-5-1 暮らしの相談の充実に努めます
- 笑 1-5-2 消費者トラブルの未然防止に努めます

笑1-1 地域福祉の推進

施策の目標

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域で支えあう福祉のまちの実現をめざします。

現状と課題

少子高齢化や核家族化、単身世帯や高齢者世帯の増加などが進む中、地域における近隣関係が希薄化し、地域での支えあいも弱まるなど、市民を取り巻く生活環境や状況が変化しています。

本市では、これまで地域福祉計画に基づく福祉サービスを進めてきましたが、多くの課題を抱えており、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、行政だけでなく地域を皆で支えるための、福祉体制の充実が必要となっています。

一方、これまで地域を支えてきたコミュニティなどでは、担い手不足が問題となっており、福祉人材の育成や地域コミュニティの再構築による地域福祉の充実などが課題となっています。

●市のデータ（図・表）、
写真
※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆市民との協働によるまちづくり
- ◆地域コミュニティの再構築による地域福祉の充実
- ◆福祉に関するだれにとっても便利な情報の提供
- ◆地域で支えあうための体制づくり

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

笑1-1-1 地域福祉の関係機関や団体・地域との連携を強化します

だれもが地域で安心して暮らすためには、多様な福祉ニーズに対応した、質の高いサービスの提供が必要です。

地域福祉の充実のため、地域と市、社会福祉協議会・民生委員・児童委員・NPO・ボランティアなどが相互に連携し、地域コミュニティ活動の活性化による地域福祉が推進できるしくみづくりを進め、市民との協働によるまちづくりの視点で市民同士が地域でのつながりをつくりながら、支えあう意識が向上できる取組を進めます。

また、一体的な連携を図る中で福祉ニーズの把握に努め、必要な情報を正確に提供でき、利用者がよりよい福祉サービスを選択し、容易に情報を得ることのできるしくみづくりを進めます。

地域のつながりを深める支援を進めることは、災害時の支援や防犯対策、地域の課題の解決などにもつながります。

笑1-1-2 地域の特性を活かしたコミュニケーションの場の創出に努めます

気軽にだれかと話をしたり、家から外出してくつろげる場があれば、地域の中で孤立することはありません。

地域に存在する福祉拠点や他の公共施設などを有効に活用して、だれでも気軽に集えて、世代を超えた交流もできる場づくりを進めます。

また、場の提供とあわせて、コミュニケーションをとりながら、趣味を通じた交流機会を創出するなど、地域の利用者の実情に合わせた工夫をしつつ、利用しやすい機能についても、検討を進めます。

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

笑1-1-3 地域福祉を支える人材育成を進めます

多様化する福祉ニーズに応えるためには、行政だけでは補いきれない状況が生じています。地域の福祉活動を進めるには、それぞれの地域の中で市民やNPO・団体などが連携して福祉を支える体制づくりを進めるとともに、地域福祉の担い手となる人材の確保が必要です。

地域福祉を支えるボランティアや人材の確保、育成のためには、多くの市民が関心をもち、気軽に活動に参加できる機運をつくり出すことや学校などでの福祉教育、市民を対象とした体験ボランティアの充実などを進める必要があります。

笑 1-2 高齢者福祉の充実

施策の目標

高齢者がいきいきと安心して暮らせるよう、市民と協働して、高齢者の生活を支えるしくみの実現をめざします。

現状と課題

本市では、高齢化率が 20%を超え、5人に1人が 65 歳以上の高齢者となる中、高齢者の健康づくりや介護予防などへの支援、在宅高齢者を支えるサービスの充実、ささえあいネットワークによる高齢者の見守り、関係団体との連携など、さまざまな高齢者福祉の充実に取り組んできました。

また、市内8か所の地域包括支援センターでは、介護相談や虐待防止、介護予防などの支援とともに、地域ネットワーク連絡会などを活用して、地域のニーズの発見や課題の整理などを行い、さまざまな社会資源と地域住民とのネットワークの構築を進めてきました。

今後は、できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続をめざす地域包括ケアシステムの構築が課題です。

また、今までの福祉サービスでは補えない多様なニーズへの対応、地域で助けあい、支えあう意識の醸成、増大が予想される認知症高齢者に対する支援の強化・充実が課題です。

●市のデータ（図・表）、
写真
※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆利用者の視点に立ったサービスの実現
- ◆住み慣れた暮らしを支えるしくみの実現（地域での互助）
- ◆健康づくりや介護予防の充実
- ◆介護予防の意識啓発の促進
- ◆高齢者の孤立化の防止

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

笑1-2-1 地域で高齢者を支える互助のしくみづくりを推進します

高齢化が進展し、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が急増する中、高齢者の孤立化への対応や身近な生活への支援など、さまざまな課題が生じています。

高齢者の暮らしを見守り、住み慣れた暮らしを支えるためには、地域においてお互いが助けあい、支えあうことのできるしくみづくりや多様化するニーズの把握やその対応が必要です。

自助・互助・共助・公助の考え方を基本に、市民やNPO・団体、事業者と連携して、地域の力を活かした支えあいの取組を進めます。

笑1-2-2 介護サービスの充実と介護予防を図ります

高齢者がいつまでも元気で、介護のいらない自立した生活を続けることは地域の気力の向上につながります。地域包括支援センターを中心としてさまざまな相談に応じた、介護予防マネジメントや介護サービスを進めるとともに、要介護・要支援が必要となった高齢者も、在宅で、あるいは必要となる施設で状況に応じた質の高いサービスが受けられる環境づくりに努めつつ、社会福祉法人やNPO・団体、民間事業者と連携した施設整備を促進します。

また、いつまでも健康な暮らしを実現するため、健康づくりや介護予防への関心を高めることや、市民の自主的な取組を進めるために、意識啓発や情報提供を充実させるとともに、高齢者が地域でできるだけ自立した生活をおくるための配食サービスなど、利用者の視点に立った介護保険外の福祉サービスの充実にも取り組みます。

●市のデータ（図・表）、写真

※必要に応じて掲載

笑1-2-3 認知症高齢者とその家族への支援の充実を図ります

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増大が予想されています。高齢者が認知症になっても安心して暮らすことができ、地域の一員であると実感できる取組が必要となっています。

これまで市は、若い世代も含めた認知症サポーター養成講座を開催するなど、認知症対策に取り組んできました。

今後は、北多摩北部保健医療圏における認知症疾患医療の中心的役割を担う専門医療機関とも密接に連携しながら、認知症の予防とケアのあり方などの普及啓発や早期発見・早期対応に取り組んでいきます。

また、介護を負担に感じたり、孤立感を味わうことがないように、介護者同士の交流・情報提供や研修会の開催などを通じた取組を進めます。

笑 1-3 障害者福祉の充実

施策の目標

障害のある人が住み慣れた地域で暮らすことができ、障害のある人もない人も共生できるまちをめざします。

現状と課題

障害者基本法の改正や、障害者総合支援法の施行により、個々の障害者がかけがえのない個人として尊重され、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会（＝共生社会）の実現が求められています。

本市では、これまで障害者総合支援センターを整備するなど、障害のある方の地域での生活を支援する取組を進めてきました。しかしながら、日常生活や社会生活をおくる中で支援が必要な方は年々増加しています。発達障害や高次脳機能障害をお持ちの方、難病患者の方など、特別な支援が必要な方の態様も多様化しています。支援体制を強化するとともに、共生社会を実現していくため、障害や障害者に対する市民の理解や、民間活力の導入が不可欠です。

今後は、市民や関係団体と協働し、多様化するニーズやライフステージに応じた障害者福祉施策の充実を図ることや、障害や障害者に対する理解を深めるための普及・啓発活動、障害者（児）を抱える家族の孤立化防止支援、就労の場を増やすための支援体制などを、総合的かつ計画的に進めていくことが必要です。

●市のデータ（図・表）、
写真
※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆相談支援体制の充実
- ◆地域生活への移行支援
- ◆市民や関係団体と協働し、障害者福祉施策の充実を図る
- ◆市民の障害者への理解を高める教育や情報提供

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

笑1-3-1 地域で自立して暮らせるしくみづくりを進めます

障害者が住み慣れた地域で自立した生活をおくるには、一人ひとりの多様なニーズに応えられる体制を充実させることが必要となります。

そのため、ライフステージを通じて切れ目のない支援に努めるとともに、障害の状況に配慮した情報の提供を充実させます。

また、支援を必要とする障害者の住まいとして、グループホーム・ケアホームなどの少人数での居住形態へのニーズは高まっており、民間活力の導入による整備促進を支援していきます。

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

笑1-3-2 障害者への一体的支援体制を整備します

年々障害者の数が増加する中、身近な地域で自分にあったサービスを選択し、適切な利用が受けられる障害者福祉の体制強化が必要となっています。

関係機関や社会福祉法人、NPO・団体、地域などと連携した、市内相談支援ネットワークの構築により、障害者のニーズやライフステージに応じたサービスの提供や相談支援体制の整備を進めることで、障害福祉の充実を図ります。

笑1-3-3 障害者に対する理解の促進を図ります

障害のある人もない人も共生できる社会の実現のためには、市民の障害や障害者に対する障害者に対する理解が不可欠です。
そのため、普及・啓発活動や交流会など、さまざまな機会を通じて市民の障害や障害者への理解向上のための取組を進めます。

笑1-4 社会保障制度の運

施策の目標

市民の健康と生活の安定のため、社会保障制度の適正で健全な運営に努めます。

現状と課題

少子高齢化の進展や就業構造の変化、経済の長期低迷などにより、日本の社会保険制度の運営は大変厳しい状況となっています。

本市では、これまで、生活保護、国民健康保険、高齢者への医療保険、介護保険の健全な運営と保険料の徴収率向上に努めてきましたが、今後も社会経済情勢に対応した、よりいっそう適正で健全な制度運営が求められています。

●市のデータ（図・表）、
写真

※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆各保険制度の健全な運営
- ◆制度改正に伴う市民への周知と適切な運営
- ◆生活保護対象者や被保護世帯の生活の安定と自立の強化

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

笑1-4-1 生活の安定と自立のための幅広い支援を行います

生活基盤の劣化などの影響により生活困窮者が増加しており、特に稼働年齢世代の受給者の増大は深刻な問題です。今後は、被保護世帯の生活の安定と自立・孤立化防止のための支援が必要です。

生活保護制度の適正な運営を進めるとともに生活保護対象者やその家族の自立を促すための支援体制を充実させつつ、一人ひとりが社会とつながることによる孤立化の防止などに努めます。

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

笑1-4-2 国民健康保険制度の健全な運営を行います

社会状況や高齢化の進展などにより被保険者は増加しており、国民健康保険制度の健全な運営のためには、保険料の見直しや徴収率の向上による財政の改善が必要です。

市民への制度理解の啓発活動を推進するとともに、医療費の適正化に向けたさまざまな取組を進めます。

笑1-4-3 高齢者の医療保険制度の健全な運営を行います

今後想定される高齢者の医療保険制度の見直しに対する速やかな対応が必要となります。

制度の見直しに関する周知を図りつつ、加入者の理解を進め、制度の健全な運営を図ります。

笑1-4-4 介護保険制度の健全な運営を行います

高齢化の進展など介護保険制度を取り巻く環境は大きく変化しており、介護保険法に基づき3年ごとに策定する介護保険事業計画に則り適正な運営に努める必要があります。

介護保険制度の健全な運営を進めつつ、介護サービスの充実に努めます。

笑1-5 暮らしの相談機能の充実

施策の目標

さまざまな相談事業を充実させ、安心して生活できるまちをめざします。

現状と課題

近年、インターネットや携帯端末などの情報通信技術（ICT）の進展や普及により、市民を取り巻く環境は多様化・複雑化しています。市民の暮らしのトラブルは多岐にわたり、子どもが被害にあう事例も増加しています。

本市では、これまで、消費、法律、税、不動産、行政関係などの暮らし全般の相談事業を行ってきました。特に、子どもや高齢者などの情報弱者に対する消費生活相談においては、東京都消費生活総合センターと連携した取組を行うとともに、消費者センターを中心として、新たな問題・手口への対応、消費生活講座などの開催、トラブル防止のための啓発事業、弁護士や相談員などによる各種相談事業を実施してきました。

今後は、多様化・複雑化が予測されるさまざまな分野の相談への対応や市民がトラブルに巻き込まれないための防止策の構築と迅速でわかりやすい情報提供が求められています。

●市のデータ（図・表）、
写真

※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆講座事業・市民相談事業を通じた普及啓発活動
- ◆情報化の進展による新たな犯罪への対応
- ◆多様化・複雑化するさまざまな問題に対応した各種専門相談の実施

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

笑 1-5-1 暮らしの相談の充実に努めます

思いもよらない問題が生じた時に、身近に相談することのできる場所があれば安心して生活することができます。

多様化したさまざまな問題の解決に向けての市民相談や専門相談などの暮らしの相談機能を充実させるとともに、わかりやすい情報の提供を進めます。

笑 1-5-2 消費者トラブルの未然防止に努めます

情報化の進展などを背景に、消費環境は多様化・複雑化・複合化しています。

市民の暮らしを守るために、相談しやすい体制づくりを進めるとともに、関係機関との連携による消費者トラブルの未然防止や拡大防止に努めます。

また、トラブルにあわないための取組として、消費生活講座などによる消費者教育の推進や、積極的な情報提供に努めます。

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

【分野】
笑2

いつまでも健康で元気に暮らすために

■分野の全体構成

笑2
いつまでも健康で元気に暮らすために

笑2-1 健康づくりの推進

- 笑2-1-1 市民の主体的な健康づくりを支援します
- 笑2-1-2 地域医療体制の整備・充実を図ります

笑2-2 高齢者の生きがいづくりの充実

- 笑2-2-1 高齢者の社会参加や就労への支援を推進します

笑2-3 障害者の社会参加の拡大

- 笑2-3-1 障害者の多様な社会参加や雇用・就労への支援を推進します

笑2-1 健康づくりの推進

施策の目標

だれもが健康で生活できるよう、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた、からだところこの健康づくりを支援します。

現状と課題

健康維持の観点から、健康づくりに対する関心が高まっています。一方で医療費の増大は大きな問題となっており、健康寿命の延伸のための生活習慣病を含む病気予防の対策が求められています。

本市では、市民が病気にならないための市民自身が行う健康づくりを支援するため、健康相談や栄養相談、健康診査、母子保健事業などを積極的に実施・推進するとともに、夜間・休日医療及び小児救急医療などについても、市内の医療機関・団体と連携し、医療体制を整えてきました。

今後は、市民自身が行う健康づくりの支援を強化・充実や生活習慣病や食育に関する情報提供、医療及び医療機関の情報提供、健康相談、健康教育、各種スポーツ教室などを行う必要があります。

また、住み慣れた地域で暮らし続けたいという高齢者のための在宅療養支援体制の構築や、健康づくり活動を行う団体との連携、ワクチン接種・がん検診受診率の向上に向けた対策などを図る必要があります。

●市のデータ（図・表）、
写真
※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆市民の自主的な健康づくりの支援
- ◆生活習慣病などへの対応を含めた健康診査、健康相談・教育の充実
- ◆在宅療養支援体制の構築

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

笑2-1-1 市民の主体的な健康づくりを支援します

市民が健康に暮らしていくためには、市民の健康への関心を高めるとともに、市民自身が健康づくりに取り組むことが必要です。

市民の健康づくりを支援するために、生活習慣病や心の健康などをはじめとした健康に関する意識啓発や情報提供を進めるとともに、病气と介護の予防のための相談や健(検)診の充実、乳幼児とその保護者や妊産婦に対する相談や健康管理など、きめ細かな支援を進めます。

また、ワクチン接種・がん検診などの受診率の向上に向けた対策を強化することで、病気の予防に努めます。

市民の主体的な取組を支援するとともに、地域や活動団体への支援により、地域における健康づくりを進めます。

●市のデータ(図・表)、写真
※必要に応じて掲載

笑2-1-2 地域医療体制の整備・充実を図ります

医療へのニーズは多様化しており、市民が生活する身近な地域で安心して医療が受けられるような地域医療体制の強化が必要となっています。

日頃から安心して相談や診察を受けることができるかかりつけ医、歯科医、薬局の普及を進めます。

また、病気の治療と介護などの複合的なニーズも増加しており、保健・福祉・医療の連携による効果的なサポート体制を進めます。

今後は在宅療養へのニーズの高まりが見込まれており、支援に向けた検討を進めます。

また、かかりつけ医と高度医療、救急医療の機能をもつ地域の中核病院など、医療機関相互の広域的な連携による医療の充実について要請していきます。

笑2-1-3 健康都市を推進します

※健康都市の推進の視点を追加します。

笑2-2 高齢者の生きがいがづくりの充実

施策の目標

高齢者が地域の中で生きがいをもって暮らせるまちをめざします。

現状と課題

高齢者が精神的にも肉体的にも健康で、元気に人生をおくるためには、生きがいをもつことも大切です。

本市では、高齢者の生きがいを支援する取組として、健康づくりや介護予防及び就労、他世代や地域との交流などに対する支援を行ってきました。しかし、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯が増加し、高齢者と地域とのかかわりや交流は希薄化しつつあります。

今後は、高齢者が生きがいをもって元気に暮らし、希望する活動や自己実現に取り組むことができるよう、学習や発表の機会、他世代との交流の機会、スポーツ・レクリエーション活動や社会貢献活動の機会、就労や起業のための支援など、高齢者の社会参加と生きがいがづくりへの取組やわかりやすい情報提供を進める必要があります。

●市のデータ（図・表）、
写真

※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆社会参加と生きがいがづくりのための情報提供と相談支援
- ◆交流の場の提供などのしくみづくり
- ◆就労を通じた生きがいがづくり

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

笑 2-2-1 高齢者の社会参加や就労への支援を推進します

他世代との交流やこれまで培ってきた知識・経験などを活かして活躍できる場、趣味や就労などを通じた出会いなどがあることで、生きがいを感じて生活することができます。

高齢者が教養・文化・スポーツ・レクリエーションなどの活動に参加したり、学習や発表したりすることのできる機会の充実を図るとともに、多様な社会参加を支援するため、ニーズに応じた相談支援や情報提供を進め、高齢者の積極的な社会参加を支援します。

また、社会福祉協議会や関係機関と連携し、地域のボランティア活動やNPO活動などへも積極的に参加できるしくみづくりや体制の充実を図ります。

働きたい高齢者のための研修や講習、就職相談などについて、公共職業安定所（ハローワーク）やシルバー人材センターと連携し、引き続き就労を支援します。

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

笑2-3 障害者の社会参加の拡大

施策の目標

障害のある人が、地域の中で、元気にいきいきと生きがいをもって暮らせるまちをめざします。

現状と課題

障害者基本法の改正や、障害者総合支援法の施行により、個々の障害者がかけがえのない個人として尊重され、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会（＝共生社会）の実現が求められています。こうした共生社会の実現のためには、障害者の多様な形での社会参加と、障害や障害者に対する市民の理解が不可欠です

本市では、障害者が自立して地域で活動できるよう、障害者やその家族に関する市民への意識啓発、講演会などの地域イベント支援、社会参加のための移動サービス支援、スポーツなどの参加支援、市役所での職場体験実習の実施など、障害者の社会参加及び就労を促進させるための取組を推進してきました。

今後は、社会参加のために必要となる移動支援やコミュニケーション支援などの地域生活支援事業の充実や、障害者総合支援センター・フレンドリーにおける地域交流や普及・啓発活動の推進が求められます。

また、障害者就労支援センター・一歩を中心に、関係者が相互に連携するしくみによる障害者の雇用・就労の機会拡大に向けた取組が必要です。

●市のデータ（図・表）、
写真

※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆障害者に対する理解の促進
- ◆障害者の社会参加支援
- ◆障害者就労支援の充実

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

笑2-3-1 障害者の多様な社会参加や雇用・就労への支援を推進します

障害者が地域でいきいきと暮らせる環境を実現するためには、市民の障害やへの理解が重要となります。

障害者が市民に理解され、いきいきと地域で活動できるしくみづくりを進めるとともに、外出のための移動サービス支援やスポーツ・レクリエーションへの参加支援などのさまざまなサービスを進めます。

また、障害のある人の雇用・就労機会が拡大するよう、障害者就労支援センターや公共職業安定所（ハローワーク）、特別支援学校及び関係団体との連携や、民間法人等に対する情報提供等支援を通じた市内への就労移行支援・就労継続支援を進めます。

制度の改正に関しては、障害者雇用促進法の改正、障害者優先調達推進法の施行への対応を進めていきます。

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

基本計画

《各論》

環境にやさしいまちづくり

■ 市民との協働で進めること

| 分 野 | 市民との協働で進めること |
|---|---|
| <p>環 1 : みどりの保全と創出を進めるために</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◇公園の維持・管理 ◇民有地の緑化など、身近なみどりの創出 ◇市民が農業とふれあい理解を深める取組 |
| <p>環 2 : 持続可能な環境に配慮した社会を確立するために</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◇環境意識を高めるための取組 ◇ごみの発生抑制と再使用・再生使用の促進と意識啓発 ◇ごみ・資源物の集団回収活動の継続的な実施 ◇省資源・省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及促進 ◇地球温暖化対策に対する市民の理解の促進 |

【分野】
環 1

みどりの保全と創出を進めるために

■分野の全体構成

環1
みどりの保全と創出を進めるために

環1-1 みどりの保全・活用

環 1-1-1 みどりを保全・活用するしくみを形成します

環 1-1-2 農地の多面的機能を活用し保全につながる取組を進めます

環1-2 みどりの空間の創出

環 1-2-1 計画的な公園・緑地の確保を進めます

環 1-2-2 身近なみどりを創出するための取組を進めます

環 1-1 みどりの保全・活用

施策の目標

市民との協働による公園管理のしくみや、個人が所有する農地や樹木、樹林、生垣などを維持するしくみを整え、身近なみどりの保全・活用をめざします。

現状と課題

市内には公園や農地などを中心に一定のみどりが存在します。
 身近なみどりは、地球温暖化や公害などの環境問題の防止に役立つとともに、日常生活にやすらぎをもたらしてくれます。
 本市では、これまで、ボランティアの育成や支援、樹林・樹木・生垣の保存の支援、身近なみどりの保全・活用に取り組んできましたが、相続や都市開発などの影響から、市内のみどりの総量は、減少傾向が続いています。
 次世代に身近なみどりを残し、良好な環境を引き継いでいくためにも、市民との協働による取組や、市民の自発的な緑化活動を支援していくことにより、みどりの保全を進める必要があります。また、貴重なみどりの空間である農地のもつ生産機能以外の多面的な機能を活かした市民の農業に対する認識を深める取組も必要です。

●市のデータ（図・表）、
 写真
 ※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆市民と協働した公園の維持・管理
- ◆市民と農業のふれあい交流

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

環1-1-1 みどりを保全・活用するしくみを形成します

みどりを保全・活用していくためには、市民のみどりに対する意識啓発を行うとともに、市民との協働による取組や市民主体の取組を進めていくことが必要です。

このため、市民との協働による公園の維持・管理、民有地における樹林・樹木の保存の支援、公園ボランティア事業、**生垣造成補助制度**の運営などの取組をさらに充実させていきます。

また、市が行うみどりの保全・活用の取組や支援制度に関する情報提供を行うことにより、みどりの大切さについての理解をさらに高め、みどりの保全に取り組みやすい環境づくりを進めます。

東大生態調和農学機構[※]については、市民が身近でまとまったみどりに親しめるよう、大

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

環1-1-2 農地の多面的機能を活用し保全につながる取組を進めます

農地は農業生産活動の場であるとともに、みどりの保全・活用においても重要な役割をはたす多面的な機能をもっています。しかし、相続や都市開発の進展に伴い、市内の農地は減少する傾向にあります。

このような重要な役割をもつ農地を保全し、多面的機能の活用を促進するために、市民が農業とふれあい、交流する機会などを設け、農業に対する理解を深めるとともに、農業の魅力などについての情報提供を行います。

※ 東大農場は平成22年4月1日、東大生態調和農学機構（正式名称：東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構）に改組

環1-2 みどりの空間の創出

施策の目標

公園や緑地の拡充に加え、街路や公共施設、生垣などの身近な場所での緑化を進め、目に映るみどりの創出をめざします。

現状と課題

身近なみどりの創出は、わたしたちの暮らしにやすらぎやうるおいを与えると同時に、まちの景観という面からも重要な役割をはたしています。

本市では、これまで公園の整備や道路・公共施設の緑化を進めてきました。また、石神井川の水辺の景観整備も進みつつあります。

その一方で、本市の一人あたりの公園面積が近隣他市と比較して少ない状況などを踏まえると、新たな公園・広場の整備などを計画的に進めていくことや、公共施設の緑化や民有地の緑化支援などにより目に映るみどりの創出をさらに進める取組が必要です。

また、今あるみどりを効果的に活用しながら、みどりを豊かに感じることができる魅力ある景観づくりなどの取組を進めていく必要があります。

●市のデータ（図・表）、
写真
※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆市民の憩いの場、災害時の避難場所となる公園の確保
- ◆公共施設の緑化など身近な緑化活動の推進
- ◆民有地などの緑化支援

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

環 1-2-1 計画的な公園・緑地の確保を進めます

市民の憩いの場であるとともに、災害時には避難場所にもなる公園や緑地を確保することは、みどりの保全という視点からも重要です。

解除生産緑地や樹林などの計画的な買い取りや、道路整備などにより生じる残地を活用し、新たな公園・緑地の確保に取り組みます。

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

環 1-2-2 身近なみどりを創出するための取組を進めます

市民の身近にみどりを増やしていくためには、市民自らがみどりを保全し創出する取組が必要です。

これまで市民と市が協働で取り組んできた公園の花いっぱい運動などは大きな効果をあげています。

今後は、民有地の緑化などに市民が主体的に取り組むことを促すようなしくみの検討を進めるとともに、公共施設の緑化などに引き続き取り組み、市民と市の協働による身近なみどりの創出を進めます。

【分野】
環 2

持続可能な環境に配慮した社会を確立するために

■分野の全体構成

環 2
持続可能な環境に配慮した社会を確立するために

環 2-1 環境意識の向上

環 2-1-1 市民・事業者・行政の環境を大切にする意識づくりに努めます

環 2-2 循環型社会の構築

環 2-2-1 ごみの発生抑制・再使用・再生使用及び廃棄物処理対策に努めます

環 2-3 生活環境の維持

環 2-3-1 公害や大気汚染の防止に取り組みます

環 2-4 地球温暖化対策の推進

環 2-4-1 市内から排出される温室効果ガスを削減します

環2-1 環境意識の向上

施策の目標

環境を大切に作るしくみづくりや環境学習の推進を通して、市民・事業者・行政の環境意識の高いまちをめざします。

現状と課題

環境問題に対する関心は年々高まっており、世界的な取組が進んでいます。地球温暖化などの環境問題の原因と影響は複雑であり、市民・事業者・行政が連携し、環境問題に総合的に対応することが必要とされています。

本市では、環境基本条例及び環境基本計画に基づき、環境保全の取組を体系的に進めており、環境施策の**実施**状況の点検や環境マネジメントシステムの運用などに取り組んできました。

また、エコプラザ西東京などを拠点として、市民や事業者が環境問題を理解し環境保全に自発的に取り組んでいくための環境学習活動を実施しています。

今後は、市民一人ひとりが環境問題に取り組むために、市民団体などとも連携しながら、身近な環境問題を題材とした環境学習活動や情報提供などのさらなる充実を図り、市民・事業者・行政の環境意識を高めることが必要です。

●市のデータ（図・表）、
写真
※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆環境施策の**実施**状況の点検
- ◆環境マネジメントシステムの運用
- ◆エコプラザ西東京を拠点とした環境学習や環境情報の提供

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

環2-1-1 市民・事業者・行政の環境 を大切にする意識づくりに努めます

環境を大切にする意識を育み行動するためには、市民・事業者・行政が互いに環境にかかわる現状や課題を認識し、理解を深めた上で、問題意識を共有することが大切です。

このため、環境リーダーやエコプラザ西東京協力員などと連携しながら、環境学習の機会や環境情報の提供を行うなど、市民・事業者・行政の環境意識をさらに高めるための取組をさらに充実させるとともに、環境フェスティバルなど環境情報を幅広く市民に提供する活動を進めます。

また、市は、環境マネジメントシステムの運用などに率先して取り組み、環境施策の実施状況の点検を定期的に行うとともに、環境負荷の低減に努めます。

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

環2-2 循環型社会の構築

施策の目標

できるだけごみを出さないという意識づくりや、ごみの減量化・再使用・再生使用の取組を通して、環境負荷の少ない循環型社会の構築をめざします。

現状と課題

ごみ問題は自治体における共通の課題です。

本市が利用する広域的な廃棄物の最終処分場である二ツ塚廃棄物広域処分場の延命は、本市のみならず多摩地域にとっても課題となっています。このため、本市では家庭ごみの有料化や、生ごみ電動処理機などの購入助成、冊子などによる啓発活動を進めてきた結果、市民一人一日あたりのごみ排出量は減少しています。

今後は、ごみ発生を抑制するしくみの構築を進めつつ、市民・事業者・行政によるごみの発生抑制、減量化をさらに推進するとともに、発生したごみの再使用・再生使用を促進し、循環型社会の構築に取り組むことが求められます。このため、エコプラザ西東京を中心とした循環型社会の構築のための啓発活動を充実させるとともに、市民の自主的な取組に対する支援、ごみ収集に関する事業者への対応の強化といった多面的な取組を展開していくことが必要です。

●市のデータ（図・表）、
写真
※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆ごみ発生の原因を抑制するしくみの構築
- ◆エコプラザ西東京を拠点としたごみの発生抑制・再使用・再生使用の促進

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

環 2-2-1 ごみの発生抑制・再使用・再生使用及び廃棄物処理対策に努めます

ごみ問題は、市民生活や事業者の企業活動に直接影響する課題です。

ごみの発生源を抑制するためには、市民・事業者・行政がそれぞれにごみ問題の現状と課題を認識し、課題解決に取り組むことが必要です。

そのために、エコプラザ西東京を拠点としてごみの発生抑制と再使用・再生使用を促進する意識啓発を行い、できるだけごみを出さないしくみづくりの検討を進めます。

自治会や子ども会を中心に行われているごみ・資源物の集団回収活動を継続して実施します。

また、ごみ、資源物の適正処理を図るとともに、ごみの再使用・再生使用を促進し、循環型社会の構築をめざします。

最終処分場の延命化を図るため、焼却灰のエコセメント化事業を継続して推進し、搬入配分量の削減が必要です。

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

環 2-3 生活環境の維持

施策の目標

自然や市民生活を守るため、公害のない環境づくりをめざします。

現状と課題

公害問題は、国や都の法令により発生源対策が進み、対象物質の多くは環境基準を達成し改善していますが、新たに注目された公害原因物質による公害の発生もみられます。

本市では、大気汚染や河川の水質については、定期的なモニタリングを行っており、発生状況をできるだけ早く把握することによって、早期の対策を行うよう努めています。

しかし、公害の未然防止は引き続き重要な課題であり、その対策については、国、東京都、近隣自治体と連携して取り組む必要があります。

今後は、引き続き市内におけるモニタリング調査など地域環境を継続的に監視し、万一公害問題が生じた場合には、早期に対策に取り組むことが求められます。

●市のデータ（図・表）、
写真
※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆公害原因物質の対策
- ◆低公害車、電気自動車の普及促進
- ◆市民・事業者・行政の環境意識啓発

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

環 2-3-1 公害や大気汚染の防止に取り組みます

公害の防止には、継続的な調査による問題の早期発見と、公害原因対策及び市民の意識啓発が必要です。特に大気汚染については、市内における監視にとどまらず、市域を越えた広域的な対策や防止のための取組も必要です。

公害や大気汚染、悪臭などを防ぎ、自然や市民生活を守るために、大気、水質、地下水、騒音、震動などの調査やモニタリングなどを実施するとともに、放射能やPM2.5などの広域的な問題への対策のために、国や東京都、近隣自治体などと連携して対応していきます。

また、大気汚染防止対策のひとつとして、車の排気ガスの削減を進めるため、低公害車や電気自動車などの普及啓発に努めます。

環境監視などについては市民団体と連携するなど、市民との協働による公害のない環境づくりを進めるとともに、市民・事業者・行政の環境意識の啓発に努めます。

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

環2-4 地球温暖化対策の推進

施策の目標

地球温暖化防止のため、省資源・省エネルギーを進めるとともに、再生可能エネルギーを導入・活用し、低炭素型のまちをめざします。

現状と課題

石油などのエネルギー消費により発生する CO₂（二酸化炭素）などに起因して、世界的に地球温暖化が深刻化し、異常気象や海面上昇などが多くみられるようになりました。国や東京都では地球温暖化対策を進めており、各自治体にも自主的な取組が求められています。

本市では、地球温暖化対策地域推進計画に基づき、市民・事業者・行政が協力して、省資源・省エネルギーの促進や太陽光を中心とした再生可能エネルギーの普及に取り組んできました。

今後も、市民・事業者と協力し、地域として地球温暖化対策を進めていくことが課題であり、市民・事業者に対し、地球温暖化対策への理解を促進するために、CO₂ 排出量の削減や再生可能エネルギーの導入を求める人への情報提供や環境づくりを行う必要があります。

また、行政がモデルケースとなるよう、率先して温暖化対策に取り組むことも必要です。

●市のデータ（図・表）、
写真
※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆省資源、省エネルギー、再生可能エネルギーへの取組の促進
- ◆エコプラザ西東京を活用した地球温暖化の情報ネットワーク

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

環 2-4-1 公共施設から排出される温室効果ガスを削減します

※省エネ化と自然エネルギーの導入の視点を追加します。

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

環 2-4-2 市内から排出される温室効果ガスを削減します

地球温暖化を防止するため、市民・事業者・行政それぞれが対策に取り組む必要があります。

エコプラザ西東京を活用した情報の共有・活用を推進して地球温暖化対策に対する市民の理解を深めるとともに、情報ネットワークの構築に取り組みます。

市内から排出される温室効果ガスの削減のため、地球温暖化対策地域推進計画に基づき、市民・事業者・行政が一体となり、省資源・省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの普及促進などに取り組みます。

また、街路灯のLED化など、効果検証を踏まえつつ新たな取組についても検討します。

近隣自治体との連携などにより、広域的な取組を検討することで地球温暖化対策の効果を高めます。

基本計画

《各論》

安全で快適に暮らすまちづくり

■ 市民との協働で進めること

| 分野 | 市民との協働で進めること |
|-------------------------------|---|
| 安1： 快適で魅力的な都市空間 で暮らすために | <ul style="list-style-type: none"> ◇みどりの保全や愛着のあるまちなみづくり ◇住みやすい住環境づくり ◇環境美化の取組 ◇安全で快適な都市整備と地域の特性を踏まえた特色あるまちづくり |
| 安2： 安全なまちづくりと暮らしのために | <ul style="list-style-type: none"> ◇自助・共助・公助の認識に基づく防災対策 ◇地域が一体となった災害時の対応やノウハウの共有化 ◇災害時の訓練や協力体制のための取組 ◇災害時要援護者への支援のしくみづくり ◇家庭における耐震化対策 ◇安全確保のためのパトロールの推進 ◇交通安全の取組の強化と意識啓発 |

【分野】
安 1

快適で魅力的な都市空間で暮らすために

■分野の全体構成

安 1
快適で魅力的な都市空間で暮らすために

安 1-1 住みやすい住環境の整備

安 1-1-1 魅力ある居住環境の形成と愛着のある美しいまちなみづくりを推進します

安 1-1-2 だれもが利用しやすいまちづくりを進めます

安 1-1-3 駅周辺や各地域の特性に応じた特色のあるまちづくりを進めます

安 1-2 道路・交通網の整備

安 1-2-1 体系的な道路網の整備を進めます

安 1-2-2 体系的な交通網の整備を図ります

安 1-2-3 歩行者・自転車・車が共存するまちづくりに取り組みます

安 1-1 住みやすい住環境の整備

施策の目標

市民、事業者及び行政の協働によるまちづくりを進め、愛着のある住みやすい魅力ある住環境をつくりまします。

現状と課題

快適に暮らせ住みやすい住環境であるためには、地域の環境と調和のとれたまちなみと子どもや若者、高齢者などのだれにとっても利用しやすいまちであることが重要です。

本市は、市民意識調査においても都心に近く利便性が高い、みどりが比較的豊かで住み心地のよいまちであると認識されていますが、近年は住宅開発が進展し都市化が進む一方で、農地などのみどりが減少しています。こうした中で、地域の環境と調和がとれた都市開発の誘導及び景観の整備、地域の特性を活かした愛着のある美しいまちなみの整備などが求められています。

今後は、高齢化社会の進行に対応したユニバーサルデザインやバリアフリー化をさらに進めるとともに、社会問題化しているインフラの老朽化への取組が課題となっています。

また、駅周辺などにおいては特徴ある美しいまちなみづくりや人にやさしい安全なまちづくりを、市民、事業者、行政が協働して進める必要があります。

●市のデータ（図・表）、
写真
※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆老朽化した施設の計画的な更新
- ◆ユニバーサルデザインとバリアフリー化の推進
- ◆地域の特性を活かした愛着のある美しいまちなみづくり

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

安1-1-1 魅力ある居住環境の形成と愛着のある美しいまちなみづくりを推進します

都市開発の進展などにより、みどりの減少が進む中、魅力ある居住環境の形成を進めるには、地域の環境と調和がとれた開発誘導や景観づくり、愛着のある美しいまちなみの整備などを進める必要があります。

適正な建築基準行政の推進と景観づくりのルール化などの魅力ある住環境の整備に向けたしくみづくりを進めるとともに、市民、事業者、行政が連携して、みどりの保全や地域の特性を活かした愛着のあるまちなみづくり、景観に配慮した開発の誘導、住みやすい住環境の創造などに取り組みます。

また、市民と協働した環境美化の取組についての検討を進めます。

安1-1-2 だれもが利用しやすいまちづくりを進めます

高齢化が進む中、だれにもやさしい安全なまちが求められています。

だれもが安全に安心して暮らせるまちづくりを進めるため、外出時の移動や施設などの利用において、バリアフリーな空間整備やユニバーサルデザインの導入を進めます。

また、既存のインフラ施設の老朽化に対応した計画的な更新や長寿命化対策についての検討を行います。

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

安1-1-3 駅周辺や各地域の特性に応じた特色のあるまちづくりを進めます

まちの玄関口である駅周辺は、「まちの顔」となっています。市内には5つの駅がありますが、駅周辺だけでなく、市内の各地域にはそれぞれ特性があります。「まちの顔」に相應しい駅周辺の整備と、地域特性を活かしたまちづくりが求められています。

権利者や事業者、商業者などが連携し、市民の意見も取り入れながら、安全で快適な都市整備と地域の特性を踏まえた特色あるまちづくりを進めます。

安 1-2 道路・交通網の整備

施策の目標

だれもが日常生活で利便性、安全性、快適性を享受できる、総合的な道路・交通環境をめざします。

現状と課題

本市では、道路整備の遅れを指摘する声が多く、市民意識調査(平成 24 年 9 月)においても、「安全で歩きやすい道路環境」の重要度が高くなっております。市ではこれまで都市計画道路などの道路整備を進めてきましたが、未だ整備水準は低い状況にあります。

安全で利便性の高い道路や交通機関の存在は、魅力的な都市であるための条件のひとつでもあります。

今後は、安全で快適な道路・交通環境を確保するため、計画的に道路ネットワークの形成を行うとともに、交通管理者と連携した交通対策による安全で快適な道路の整備や自転車と歩行者、車が共存する安全な道路環境への取組が求められています。さらに、市民のニーズに応じたはなバスの運行に取り組むとともに、交通事業者、NPOなどの多様な主体と連携し、バリアフリー化、交通結節点の利便性の向上、ユニバーサルデザインの配慮など、人にやさしい公共交通及び関連施設の充実を図る必要があります。

●市のデータ(図・表)、
写真

※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆安全で利便性の高い道路網の速やかな構築
- ◆自転車と歩行者、車が共存する道路環境への対応

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

安1-2-1 体系的な道路網の整備を進めます

安全で快適な移動を支える道路交通環境の充実は、魅力的な都市の条件でもあります。

幹線道路などの整備により、市民の利便性の向上や通過交通の抑制、防災性の向上を図るとともに、市民に身近な狭あいな生活道路の計画的な整備を進めます。

また、歩車道の分離や踏切道拡幅、歩道の広幅員化などの調査・研究及び計画的な整備に努めます。

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

安1-2-2 体系的な交通網の整備を図ります

高齢化や環境に配慮した安全・安心な交通体系の実現をめざすには、市民ニーズに対応し、交通弱者にやさしい公共交通の充実が必要です。

人と環境にやさしく、利用しやすい交通網の整備を図るとともに、市民ニーズや公共施設へのアクセスに対応した効率的なはなバスの運行に努めます。

また、危険な踏切の解消などのため、鉄道の連続立体交差化に向けた調査・検討を進めます。

安1-2-3 歩行者・自転車・車が共存するまちづくりに取り組みます

環境にやさしい自転車の利用向上や利用時の安全確保が課題となっています。

道路上の安全性を高め、交通事故を防ぐため、歩行者・自転車・車が共存したまちづくりを進めます。

【分野】
安2

安全なまちづくりと暮らしのために

■分野の全体構成

安2 安全なまちづくりと暮らしのために

安2-1 災害に強いまちづくり

- 安2-1-1 防災基盤の整備を進めます
- 安2-1-2 災害時の協力体制の確保に努めます
- 安2-1-3 雨水溢水対策の充実を図ります
- 安2-1-4 耐震化対策を促進します

安2-2 防犯・交通安全の推進

- 安2-2-1 市民と連携して防犯体制の強化を図ります
- 安2-2-2 市民と連携して交通安全の推進を図ります

安2-3 危機管理体制の整備

- 安2-3-1 危機に備えた総合的な危機管理体制の強化を図ります

安2-1 災害に強いまちづくり

施策の目標

市民の生命や財産を守るため、防災基盤の整備や地域防災力の向上を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進します。

現状と課題

首都圏においては、直下型の大規模地震が発生する可能性が指摘されており、市民意識調査(平成 24 年 9 月)においても、「防犯・防災などの生活安全対策」は重要度が高い施策となっています。

本市では、平成 19 年度に危機管理室を設置するとともに、地域防災計画を見直すなど、災害に強いまちづくりに取り組んできました。一方、市内には耐震化されていない施設や建築物も多数残っています。また、近年は、集中豪雨による都市型水害も起こっています。

今後も、防災基盤整備や耐震化対策、雨水溢水対策などを引き続き進めていくことが求められています。

また、東日本大震災の教訓を活かして、地域における自助・共助・公助による地域防災力を強化していくことが必要です。そのために、大規模災害を想定した防災訓練、要援護者への支援訓練、市民・事業者・関係者の防災意識の向上など、日頃から地域コミュニティにおける防災意識の醸成を図る必要があります。

●市のデータ(図・表)、写真
※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆耐震化の促進
- ◆雨水溢水対策事業の推進
- ◆自助・共助・公助による防災対策

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

安 2-1-1 防災基盤の整備を進めます

防災・減災には、市民が主体となった地域防災体制や地域の消防団活動が重要です。

地域における市民一人ひとりの自助・共助・公助の認識に基づく防災対策とともに、防火水槽・消火栓、防災行政無線機能などの充実を進めます。

また、災害時における市民生活の安定確保のため、食料や生活必需品などの緊急物資の備蓄を充実させるとともに、学校などでの子ども預かり時の安全確保や保護者との連絡体制を強化させます。

安 2-1-2 災害時の協力体制の確保に努めます

災害時の市民の協力体制を構築・強化するには、市民などの自主的な活動団体などを含めた地域が一体になった災害時の対応・ノウハウの共有化が必要です。

域、関係機関、行政が連携して、災害を想定した訓練や協力体制のための取組を充実するとともに、子どもや女性、高齢者などの視点も取り入れた対策や災害時要援護者への支援のしくみづくりに努めます。

また、東日本大震災から学んだ防災対策・帰宅困難者対策などの検討を進め、自助・共助・公助による防災対策を進めます。

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

安 2-1-3 雨水溢水対策の充実を図ります

増加している集中豪雨による都市型水害への対策が必要となっています。

水害を防ぐため、雨水管の計画的な整備などによる雨水溢水対策の強化を図るとともに、公共施設や家庭などの貯留・浸透施設などの整備を促進します。

安 2-1-4 耐震化対策を促進します

防災基盤の強化には、インフラ施設や建築物などの都市の耐震化が必要です。

耐震化対策を進めるため、インフラ施設の耐震化を進めるとともに民間の建築物に対する耐震診断・耐震改修などの相談体制の強化及び支援を進めます。

安2-2 防犯・交通安全の推進

施策の目標

だれもが安心して暮らせる、安全なまちづくりを進めます。

現状と課題

安全・安心して暮らせる住みやすいまちであるためには、犯罪や交通事故などが少ないことも重要な要件です。

本市では、平成16年3月の犯罪のない安全なまちづくり条例の制定により、警察署、防犯協会などの連携が密になり、自主防犯団体も組織され、市民生活の安全は強化されてきました。一方で、自治会・町内会が減少し、地域の安全を守る上での課題となっています。また、交通安全については、市内での交通事故発生件数、死傷者数はともに減少していますが、児童などが登下校時に交通事故に巻き込まれるケースもみられます。

今後は、地域の防犯や安全・安心を確保するために、地域をよく知る自治会・町内会などの地域コミュニティや自主防犯組織による防犯体制、市民・学校・警察・行政が連携した情報連絡体制の整備の強化など、地域に密着した防犯・交通安全の取組が不可欠です。また、社会問題化している振り込め詐欺などの被害防止については、関係部署や関係団体と連携した、全市的な被害防止対策の検討の必要があります。

●市のデータ（図・表）、
写真
※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆防犯活動組織への支援
- ◆市民、学校、警察、行政が連携した防犯、交通安全への取組の強化
- ◆振り込め詐欺などの対策

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

安2-2-1 市民と連携して防犯体制の強化を図ります

安全・安心な市民生活を支えるには、防犯対策と交通安全対策の取組の強化が必要です。

地域の防犯体制を強化するため、自治会・町内会や関係機関と連携し、市民防犯組織などへの支援を進めるとともに、安全確保のためのパトロールの実施などを進めます。また、街頭の防犯カメラの設置に関する対応について検討します。

さらに、被害が増加している振り込め詐欺などの被害防止のため、田無警察署や防犯活動団体との連携を強化します。

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

安2-2-2 市民と連携して交通安全の推進を図ります

交通弱者の子どもや高齢者の交通安全対策を強化する必要があります。

市民、地域、学校、警察、行政が連携して、子どもの見守りや交通安全の取組を強化するとともに、市民の意識啓発に取り組みます。

また、交通安全施設の整備、子どもの通学時の安全確保のための取組を進めます。

安2-3 危機管理体制の整備

施策の目標

市民の生命、身体及び財産の安全を守り、非常時における市の行政執行体制を確保し、安全・安心なまちをめざします。

現状と課題

世界的にテロ、感染症、ネットワーク攻撃など、これまで想定しえなかった不測の危機が発生しています。また、東日本大震災では、地震と津波の被害にとどまらず、福島原子力発電所の事故による放射性物質の拡散、住民の大量避難、**ライフライン**への影響、首都圏における公共交通機関の運行停止、帰宅困難者の発生、電力需給のひっ迫に伴う計画停電など、これまで想定しなかった事態が数多く発生しました。

本市では、これまで、地域防災計画の策定や住民に対する災害情報の提供手段として防災行政無線の整備や国の「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」への接続などを進めてきました。

今後は、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災関係機関や生活関連機関などを含めた、災害などに対する全市・全庁的な危機管理体制の構築を推進していく必要があります。

また、非常時に適切な行動が速やかにできるような取組や非常時における情報提供手段の活用についても検討が必要です。

●市のデータ（図・表）、
写真
※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

◆全市・全庁的な危機管理体制の構築

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

安2-3-1 危機に備えた総合的な危機管理体制の強化を図ります

災害などの危機から市民の生命や身体及び財産を守るには、市民、団体、事業者が一体となり、危機管理体制の構築と適切な運用に取り組むことが必要です。

全市・全庁的な危機管理体制の強化をめざし、地域防災計画や危機管理マニュアルの周知と定期的な見直し、業務継続計画(BCP)に基づく適切な運用などを進めるとともに、市民や事業者、職員の危機管理意識と能力を高めるための教育や訓練、啓発などに取り組みます。

市民への緊急情報の提供手段については、新たな効果的な手段についても調査・研究を進めます。

●市のデータ(図・表)、写真
※必要に応じて掲載

基本計画

《各論》

活力と魅力あるまちづくり

■ 市民との協働で進めること

| 分 野 | 市民との協働で進めること |
|---|---|
| <p>活1： まちの産業が活力を発揮し活躍するために</p> | <p>◇商業者・商店街と市民、農家などが連携した取組 ◇地域資源などの活用</p> |
| <p>活2： 地域性を活かして人が集う魅力的なまちになるために</p> | <p>◇ひと・もの・ことを有効活用した「西東京ブランド」の創出やまちの魅力向上の推進 ◇まちの魅力をアピールするための情報発信</p> |

【分野】
活1

まちの産業が活力を發揮し活躍するために

■分野の全体構成

活1
まちの産業が活力を發揮し活躍するために

活1-1 産業の振興

- 活1-1-1 農業経営を促進し、都市農業の魅力向上に努めます
- 活1-1-2 農にふれる機会を提供し、農地の保全に取り組みます
- 活1-1-3 多様な商工業の振興を進めます
- 活1-1-4 地域労働環境の向上に努めます

活1-2 新産業の育成

- 活1-2-1 起業・創業に対する支援や環境整備を進めます
- 活1-2-2 産学公連携の取組を進めます

活1-1 産業の振興

施策の目標

市内の農業・商工業を振興し、地域経済の発展をめざします。

現状と課題

日本の産業において農業の占める比率は年々減少する傾向にあり、商店街の衰退も共通してみられる現象です。

本市では、後継者不足や農地の相続に関する税制などの影響で、農家数や農地（生産緑地）面積は年々減少の傾向にあります。また、商業では、商店の廃業などによる空き店舗がみられる一方、工業では、大規模工場の撤退や縮小などにより事業所などが減少しています。

今後は、農業においては、持続可能な農業経営の環境を整えるとともに、地産地消の促進に向けた身近な生産加工流通体制づくり、農地の多面的な機能の活用の検討、農家と市民との交流促進など地域に密着した農業の振興に取り組むことが必要です。

商工業については、個々の商工業者の経営の維持・発展につながるよう経営診断や経営相談の充実、空き店舗の活用などによる商店街の振興や市民・事業者・商工会などとの連携をよりいっそう進めていく必要があります。

また、市内の中小企業に対しては、引き続き支援を行うとともに、市民・事業者・行政の連携により地域雇用を促進することも必要です。

●市のデータ（図・表）、
写真
※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆農を通じた農業者と市民の相互理解
- ◆市内産農産物の付加価値の向上
- ◆農商工が連携した地域経済の展開
- ◆関係機関との連携による商工業の振興

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

活1-1-1 農業経営を促進し、都市農業の魅力向上に努めます

近年、都市部での農業経営には、さまざまな課題があり、維持することがむずかしい状況となっています。

持続可能な農業経営の環境を整えるため、市内産農産物の付加価値を高める取組などを推進するとともに、農業者に対する農業経営の支援とあわせて、JA や農業生産団体との連携を進めます。

さらに、市内産農産物の付加価値の向上を進めるとともに、身近にある直売所の情報提供や農産物キャラクター「めぐみちゃん」を活用した生産・加工流通体制の構築を通して、市民が地元農産物の魅力にふれる機会を増やす取組を行います。

また、さまざまな情報媒体を活用して、地域の農業に関する情報提供を進め、魅力の発信とあわせて、農業者と市民との相互理解を深めることで農業を営みやすい環境を整えます。

活1-1-2 農にふれる機会を提供し、農地の保全に取り組みます

都市と農業が共生するまちづくり事業を通じた取組や農地の保全を図るには、市民の理解と協力が必要となります。

各種農業体験や地元農産物を購入する機会の提供により、市民が農業・農地とふれあい、都市農業への理解を深める事業を進めます。

また、農業経営に係る各種支援策、市民を対象とした担い手の育成、学校給食などにおける地元農産物の利用促進などにより、持続可能な農業による農地の保全に取り組みます。

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

活1-1-3 多様な商工業の振興を進めます

地域経済の活性化には、商工業の振興が必要です。

活気にあふれた魅力ある商店や商店街が増えることで多くの人が行き交うにぎわいのあるまちをつくり出すことができます。

地域の特色を活かした戦略的な商業振興やものづくり産業の誘致などに取り組むとともに、次世代商工業者の育成と入りたくなる店づくりへの支援や、商業者・商店街と市民、商業者と農家などと連携した取組を推進します。

また、中小企業などの経営の安定化を図るため、関係機関との連携による商工業振興を進めます。

活1-1-4 地域労働環境の向上に努めます

地域労働環境の向上のためには、市民の就業機会の提供や地域内の事業所やそこで働く人の労働環境の改善が必要です。

ハローワークなどの関係機関と連携した就業支援や労働環境改善のための取組を進めます。

活1-2 新産業の育成

施策の目標

起業・創業に対する支援を行い、新たな地域産業を育て、活性化をめざします。

現状と課題

景気の低迷や経済のグローバル化による産業構造の変化は、本市の地域経済にも少なからず影響を及ぼしています。

商工業分野では、大規模工場の撤退や縮小、関連事業所の減少のほか、商店街における後継者や空き店舗の課題がある一方で、市内では新たに創業する事業者もみられます。

このような状況の中で、市が支援し、西東京商工会が運営する西東京創業支援・経営革新相談センターでは、社会ニーズに対応したさまざまな支援を進めてきました。

また、本市が住宅都市であることを踏まえて、住宅と共生が可能な産業として、ソフトなものづくり産業についての調査・研究結果を踏まえて支援を行っていくことが必要です。

今後は、西東京商工会などを中心とした起業、創業の支援の取組やチャレンジショップ事業、一店逸品事業などの取組の成果をあげていくとともに、市内事業者や大学との連携が課題です。

●市のデータ（図・表）、
写真

※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆西東京商工会などを中心とした起業、創業のための支援
- ◆ソフトなものづくり産業への支援

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

活1-2-1 起業・創業に対する支援
や環境整備を進めます

新産業の育成には、関係機関と連携した起業・創業しやすいしくみづくりが必要となります。

起業・創業を促すため、西東京創業支援・経営革新相談センターを中心として、ベンチャービジネスやSOHOなどの経営者の相談や融資などの経営支援を進めるとともに、住宅との共生が可能な情報サービス業、映像・音声・文字情報制作業などの「ソフトなものづくり産業」の起業誘致・育成支援などについての調査・研究結果を踏まえて、支援を行っていきます。

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

活1-2-2 産学公連携の取組を進めます

新産業の育成による地域の活性化には、市内の大学を活用した取組が効果的です。

そのため、市内の大学と事業者と行政の連携をさらに強化・拡充して、地域資源、知的資源、技術力の活用などを推進するとともに、産学公の連携促進のための調査・研究や異業種交流などに取り組みます。

【分野】
活2

地域性を活かして人が集う魅力的なまちになるために

■分野の全体構成

活2
地域性を活かして人が集う
魅力的なまちになるために

活2-1 まちの魅力の創造

活2-1-1 西東京市にある地域資源の利活用の検討を進めます

活2-1-2 水とみどりに親しみ、まち歩きを楽しめる環境整備を進めます

活2-1 まちの魅力の創造

施策の目標

自然や歴史、文化などの地域資源を活かし、まちの魅力を向上させるとともに、積極的な情報の発信に取り組みます。

現状と課題

活気あるまちであるためには、市外からも人を呼び込めるような魅力があるとともに、その魅力が十分に広報されることが必要です。

本市は、5つの鉄道駅が存在し、都市計画道路の整備も進められるなど、交通の便がよく、都心に比べ比較的多く残されています。また、下野谷(したのや)遺跡など、歴史や文化などの地域資源も多くありますが、魅力を十分にアピールできていない状況があります。

今後は、まちの魅力の向上をめざし、魅力ある景観づくりや、ひと・もの・ことを活用して「西東京ブランド」の構築を進めるとともに、地域資源である東大生態農学機構の活用の検討やさまざまな情報媒体を活用した積極的な情報発信をする必要があります。

●市のデータ（図・表）、
写真
※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆西東京ブランドの構築
- ◆まちの魅力の情報発信力の強化
- ◆東大農場を活用したまちづくり

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

活 2-1-1 西東京市にある地域資源の利
活用の検討を進めます

人が集う魅力あるまちをつくるためには、市内のさまざまな地域資源の活用、人が集まるきっかけづくり、まちのPRが必要です。

市民のもっている魅力（ひと）や自然環境、文化財、特産物などの地域資源（もの）、交流や機会（こと）などを有効的に活用し、「西東京ブランド」を広く周知し、まちの魅力向上につなげます。

特に、市内にある東大生態調和農学機構を活用した、市民の交流や食と農にあふれるイベントの開催などの取組を進めます。

また、まちの魅力をアピールするため、ホームページやコミュニティラジオ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などの情報媒体の活用した市内外への積極的な情報発信の検討を進めます。

●市のデータ（図・表）、写真
※必要に応じて掲載

活 2-1-2 水とみどりに親しみ、まち歩きを
楽しめる環境整備を進めます

水とみどりに親しめる空間やまちを歩いて楽しめる環境は、まちの魅力を高めます。

市内の環境基盤を活かしたまちづくりを進めることで、市外からも多くの人が集うことによるまちの活性化が図られます。

東伏見公園の整備などによる新たな水とみどりの景観をまちづくりに活かすとともに、公園などの親水機能を充実させるなど、水とみどりを合わせもつ空間の創出をめざします。

また、市内に点在する公園や歴史資源と散歩道などをネットワーク化し、だれもがまち歩きを楽しむことのできる散策ルートの設定を進め、地域ブランドの活性化を図るとともに、市民の心身両面の健康生活も支援します。

